

[第三次とりまとめ] が出された経緯と概要

1 「人権教育のための国連10年」と「人権教育・啓発に関する基本計画」

国連は、全世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)を実施しました。日本においてもそれを受けて国内行動計画が作成され、その取組が行われてきました(「指導等の在り方編」P1、以下「在り方編」)。

また、2004年には、国連総会で全世界的規模での人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を定め、その第1フェーズ(当初その期間は2005～2007年の予定であったが2年延長)においては初等中等教育に焦点をあてることとしました(在り方編P1)。

平成14年(2002)3月に出された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、そのような取組にもかかわらず、様々な人権問題が生じており、特にいじめや暴力など子どもの人権を侵害する事態も深刻化していることを踏まえ、人権教育・啓発のさらなる重要性を指摘しています。一方、学校教育においては、「人権教育が知的理解にとどまり、人権感覚が身についていないなどの指導方法の問題や教職員自身の人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとして、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めています。

さらに、基本計画は「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していくこと」、「人権教育の充実に向けて指導方法の研究を推進する」ことを明示しています。

2 「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」

平成15年(2003)5月、文部科学省は「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく調査研究組織として「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置しました。会議は人権についての知的理解を深めるとともに、人権感覚を十分に身に付けることを目指す人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行い、平成16年(2004)6月に「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」を公表しました。[第一次とりまとめ]は「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする」ことを人権教育の目的として位置付けるとともに、「児童生徒はもちろんのこと教職員一人一人が人権尊重の理念を理解し、体得することが重要であることを強調」しました。

その後、会議は都道府県教育委員会等の協力を得て、人権教育の実践事例・指導事例を集め、理論的な検討を進め、その成果を平成18年(2006)1月[第二次とりまとめ]として公表しました。

[第二次とりまとめ]は、自他の人権の実現と擁護のために必要とされる資質や能力が「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の三つの側面から成り立っていることなど、[第三次とりまとめ]に引き継がれる考え方を示しています。

3 【第三次とりまとめ】

〔第二次とりまとめ〕後、実践的なノウハウ等の情報を求める声を受け、〔第二次とりまとめ〕が示した考え方への理解を深め、実践につながるよう検討を進めた会議は、平成20年（2008）4月に〔第三次とりまとめ〕を公表しました。

〔第三次とりまとめ〕は、理論を示した「指導等の在り方編」と実践事例や参考資料をまとめた「実践編」、個別の人権課題に関する関係法令等をまとめた「個別的人権課題に対する取組」（「実践編」の別冊）で構成されています。

① 「在り方編」

「在り方編」は、次のような内容について説明しています。

- ・人権教育を通じて育てたい資質や能力、学校教育における人権教育の目標、人権教育の取組の視点などの基本的な考え方
- ・人権教育と「学校づくり」「教育課程の編成」「生徒指導」「学級経営」等との関係
- ・計画の立案及び評価の在り方
- ・家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携
- ・「協力」「参加」「体験」を基本原理とする人権教育の指導方法の工夫
- ・教育委員会及び学校における研修の取組

② 「実践編」

「実践編」は、「在り方編」に収録できなかった、改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報と、43の実践事例を、「在り方編」第Ⅱ章の項目立てに沿って掲載しています。

「実践編」の活用にあたっては、各学校の計画に位置づけられ、見通しをもって活用することを強調し、実践事例の弾力的な活用と、事例が示す手法等を個別の人権課題の学習に適用することをすすめています。

③ 「個別的人権課題に対する取組」

次の12の人権課題に関する関係法令などを掲載しています。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他（北朝鮮当局によって拉致された被害者等、性的指向を理由とする偏見・差別、ホームレスの人権、性同一性障害者の人権、人身取引など）